

反社会的勢力に対する基本方針

公益財団法人労災保険情報センターは、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度を堅持しこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な財団運営を実現するため、この基本方針を定めます。

1 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者あるいは担当部署に任せることなく組織全体で対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備え、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を図ります。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求には応じません。

4 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は

絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供についても絶対に行いません。

平成 25 年 4 月 1 日

公益財団法人 労災保険情報センター
理 事 長 林 勝利